

看 護 課

1. 「看護の質の向上と確保に関する検討会」

開催要綱

1. 趣旨

今後の医療の高度化や医療提供の場の多様化といった変化に対応するために、チーム医療を担う一員として看護職員の質の向上と確保が重要であり、将来を見据えた改革が必要である。このため、本年 11 月 27 日から会議を開催し、現下の具体的課題を把握するとともに、基本的な方向性について検討を進めていく。

2. 検討課題

- ・ 看護職員の確保
- ・ 新人看護職員の質の向上
- ・ チーム医療の推進
- ・ 看護教育のあり方

3. メンバー

別紙

4. 運営

厚生労働大臣の検討会とする。
本会議の庶務は、厚生労働省医政局で行う。
議事は公開とする。

「看護の質の向上と確保に関する検討会」名簿

秋山 正子	ケアーズ白十字訪問看護ステーション代表取締役・所長
阿真 京子	「知ろう！小児医療 守ろう！子ども達」の会代表
石垣 靖子	北海道医療大学看護福祉学部教授
井部 俊子	聖路加看護大学学長
海辺 陽子	癌と共に生きる会副会長
大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
太田 秀樹	おやま城北クリニック院長
草間 朋子	大分県立看護科学大学学長
酒井 ゆきえ	フリーアナウンサー
坂本 すが	東京医療保健大学医療保健学部看護学科学科長
田中 滋	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
中山 洋子	福島県立医科大学看護学部学部長
西澤 寛俊	特別医療法人恵和会理事長
羽生田 俊	羽生田眼科医院院長
福井 次矢	聖路加国際病院院長
森 恵美	千葉大学看護学部学部長
吉田 松雄	学校法人吉田学園理事長

敬称略（五十音順）

2. 平成21年度看護職員確保対策予算(案)について

医政局(補助金等) ※国立高度専門医療センター関係	(平成20年度予算額) 8,443百万円	→	(平成21年度予定額) 9,382百万円	(対前年度比 111.1%)
------------------------------	-------------------------	---	-------------------------	----------------

1. 看護職員確保対策の総合的推進	5百万円
-------------------	------

- ④ 看護職員需給見通しに関する検討会(第7次) 5百万円
看護職員の中長期的な需給見通しについて検討を行う。

2. 資 質 の 向 上	862百万円
--------------	--------

- (1) 看護職員資質向上推進事業 521百万円
各々の段階に応じた研修を実施し、体系的な資質の向上を推進する。
 - ① 新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業 156百万円
医療安全の確保に向け、十分な教育体制と研修プログラムに基づき新人看護師に対する研修をモデル的に実施する。
 - ② 新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業 101百万円
医療安全の確保に向け、十分な教育体制と研修プログラムに基づき新人助産師に対する研修をモデル的に実施するとともに、研修指導者に対する実務研修事業を実施することにより資質の向上を図る。
 - ③ 専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師の育成の充実 177百万円
がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。
 - ④ 看護職員専門分野研修事業(団体実施分) 62百万円
高度な看護実践を学ぶことのできる実習施設において、特定の看護分野における専門的な技能を習得させ、専門性の高い看護師の育成を図る。
- (2) 訪問看護モデル事業 149百万円
訪問看護を推進するための検討を行う。
 - ① 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討 97百万円
在宅療養者の多様なニーズに対応できる医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実強化のあり方(多機能サービス)について検討を行い、訪問看護の推進を図る。
 - ② 在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供モデル事業 53百万円
医療依存度の高い在宅療養者に対して、多様なニーズに対応するため訪問看護と訪問介護の一体型サービス提供体制をモデル的に実施し、提供のあり方について検討を行う。

3. 離職の防止・再就業の支援	427百万円
-----------------	--------

- (1) 助産師確保総合対策事業の充実 123百万円
産科診療所への就業のための啓発普及を行うとともに、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、助産師の産科診療所での就業を促進する。
- (2) 看護職員確保モデル事業 78百万円
(看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業)
約55万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図る。
- (3) 中央ナースセンター事業 143百万円
求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等の推進を図る。
 - ・看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業
看護職員確保のため、多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例の収集・紹介、医療機関の人事・労務担当者に対する普及研修を実施するとともに、導入した場合の評価・検証を行う。

4. 養 成 力 の 確 保

4, 949百万円

- (1) 看護師等養成所運営費 4, 909百万円
民間立養成所の運営に対する補助。
- (2) 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進 25百万円
看護師養成所2年課程(通信制)の新たな設置に対する支援等。
- (3) 助産師養成所開校促進事業 13百万円
助産師養成所の新たな開校に対する支援。
- (4) 学生実習国民向けPR経費 2百万円
看護学生の実習についての理解及び協力を求めるための広報を行う。

5. 医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)

35, 785百万円の内数

- ・ 看護教員等資質向上推進事業 193百万円
看護教員養成等講習会、実習指導者講習会等を行い教育指導者等の育成を図る事業の実施。
- ・ 看護職員専門分野研修事業(都道府県実施分) 47百万円
高度な看護実践を学ぶことのできる実習施設において、特定の看護分野における専門的な技能を習得させ、専門性の高い看護師の育成を図る。
- ・ ㊦協働推進研修事業 350百万円
医師及び看護師等の連携と協働を推進するため、看護師等に対し能力の研鑽のための研修を行う。
- ・ 訪問看護推進事業 133百万円
訪問看護の充実に向けた在宅ターミナルケアの推進、相互交流研修などに対する支援を行い、訪問看護の推進を図る。
- ・ ㊦訪問看護管理者研修事業 30百万円
訪問看護事業所の看護の質の向上及び人材育成等を図るため、管理者の管理能力向上のための研修を行う。
- ・ ㊦高度在宅看護技術実務研修事業 93百万円
医療機関に勤務する看護師や潜在看護師に対し、高度な看護技術が提供できる熟練訪問看護師とともに在宅療養者を訪問し、在宅特有の高度医療の技術の習得・連携について研修を行う。
- ・ 看護職員確保対策特別事業 73百万円
看護職員確保の総合的な促進や、看護職員の就労確保に向けた総合的支援等の特別事業の実施。
- ・ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業 45百万円
都道府県に助産師確保・養成策や医療機関等の連携方法等について協議する「助産師確保連絡協議会」を設置し、確保体制を構築する。
- ・ 院内助産所・助産師外来開設のための医療機関管理者及び助産師研修事業 181百万円
産科を有する病院等に「院内助産所・助産師外来」の開設を促進するため、医療機関管理者及び助産師への研修を行う。
- ・ 病院内保育所運営事業 1, 994百万円
子供を持つ看護職員、女性医師等の医療従事者が安心して勤務を継続、あるいは再就業の環境整備のための病院内保育施設(民間立)の運営に対する補助の実施。
- ・ 看護師等養成所初度設備費等(公的立及び民間立分)
- ・ 院内助産所・助産師外来設備整備事業(公的立及び民間立分)

6. 医療提供体制施設整備交付金(交付金)

9, 860百万円の内数

- ・ 看護師等養成所施設整備費等(民間立分)
- ・ 院内助産所・助産師外来施設整備事業(公的立及び民間立分)
- ・ 病院内保育所施設整備事業(公的立及び民間立分)

平成21年度予定額

・ 協働推進研修事業について（新規）

349,991千円

1) 趣 旨

役割分担通知に示された看護業務について、看護師等の能力の研鑽のための研修の場を確保し、チーム医療のもとに看護職員等の専門性を発揮する機会の増大を図り、医師と看護職員との協働を推進し、医療提供体制の充実を図るものである。

2) 事業内容： 薬剤の投与量調整、療養生活指導、インフォームドコンセント、トリアージ、その他基礎的研修について研修を実施。

3) 実施主体： 都道府県

4) 実施か所数： 47か所

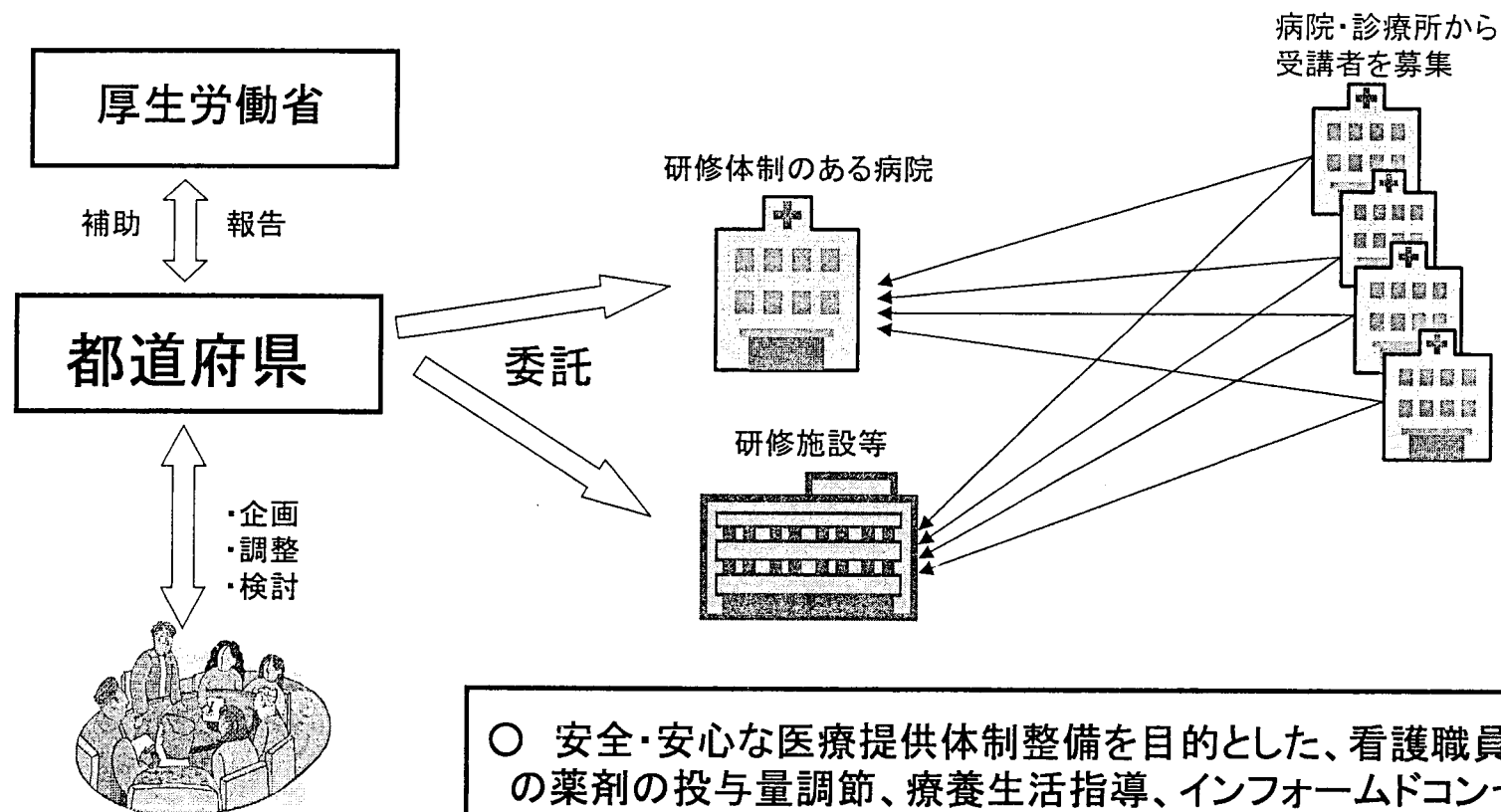
5) 基準額： 14,893千円

6) 補助率： 国1/2、県1/2

7) 対象経費： 謝金、委員等旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、備品購入費、賃金、賃借料

協働推進研修事業

平成19年12月28日「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」に基づき、チーム医療のもとに看護師等の専門性を発揮する機会の増大を図り、医師と看護師等の協働と連携を促進するため、看護師等の能力の研鑽のための研修を行うものである。



○ 安全・安心な医療提供体制整備を目的とした、看護職員等への薬剤の投与量調節、療養生活指導、インフォームドコンセント、トリアージ、その他基礎的研修を行う。

平成21年度予定額
・ 訪問看護管理者研修事業について（新規） 30,255千円

1) 趣 旨

訪問看護提供を統括する管理者に対する統合的な研修を行い管理者の能力を高めることで、訪問看護師のケア技術の質の向上や安全管理、最適なケア提供のための看護計画立案、スタッフの能力開発などの人材管理など、訪問看護事業所全体の看護の質の向上を図るものである。

2) 実施主体： 都道府県

3) 実施か所数： 38か所

4) 基準額： 1,592千円

5) 補助率： 国1/2、県1/2

6) 対象経費： 謝金、委員等旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、賃金、賃借料

平成21年度予定額
・ 高度在宅看護技術実務研修事業について（新規） 92,596千円

1) 趣 旨

訪問看護に関心を持ち、在宅において医療依存度の高い療養者の看護に携わることが希望する者に対し、訪問看護事業所において訪問看護に熟練した看護師とともに、医療依存度の高い在宅療養者を訪問し、技術の習得を図るものである。

2) 実施主体： 都道府県

3) 実施か所数： 38か所

4) 基準額： 4,873千円

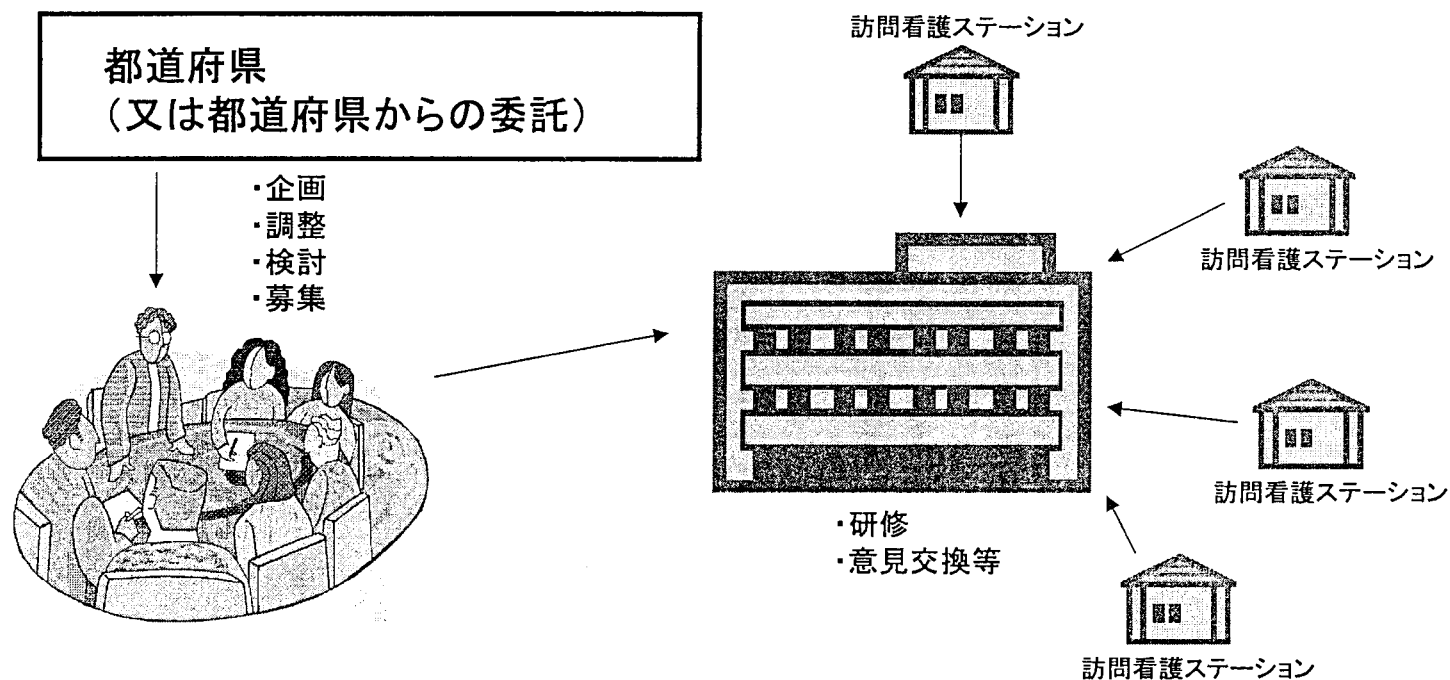
5) 補助率： 国1/2、県1/2

6) 対象経費： 謝金、委員等旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、賃金、賃借料

訪問看護管理者研修事業

訪問看護師のケア技術の質の保証や安全管理、スタッフの能力開発などの人材管理など、訪問看護事業所の管理者に求められている役割は多岐にわたる。

このため、訪問看護事業所の管理者に対する研修を行い、訪問看護事業所全体の看護の質の向上、人材育成、安全管理等に繋げていくことを目的とする。



○安全管理、情報管理、チーム医療と連携、能力開発、人材管理・育成等を管理者に対して研修を行い、訪問看護事業所全体の質の向上を図る。

高度在宅看護技術実務研修事業

近年の在院日数の短縮及び在宅医療の推進に伴い、医療依存度の高い患者に対する訪問看護へのニーズは高まっており、高度な在宅看護技術が提供できる訪問看護師の育成及び人材確保は喫緊の課題となっている。

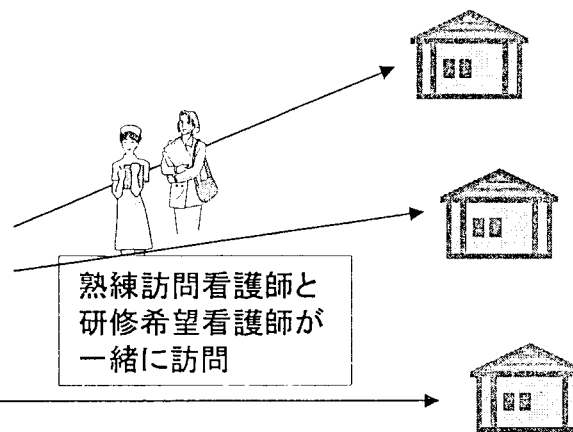
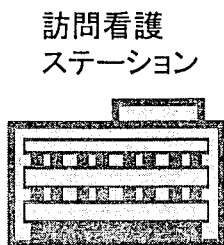
このため、医療機関に勤務する看護師や潜在看護師等で、訪問看護に関心を持ち、在宅において医療依存度の高い療養者の看護に携わりたいことを希望する者に対し、訪問看護事業所において訪問看護に熟練した看護師とともに、医療依存度の高い在宅療養者を訪問し、技術の習得を図るものである。

都道府県



- ・企画
- ・調整
- ・募集
- ・マッチング

研修委託



医療依存度の高い在宅療養者がいる自宅

在宅看護技術の高い熟練訪問看護師と一緒に訪問し、技術を習得する。

○医療依存度の高い在宅療養者に対する高度な看護技術が提供できる訪問看護師の育成により、

- ・利用者のニーズに適したサービスの提供
- ・医療安全の確保
- ・訪問看護の推進

を図る。

・ 院内助産所・助産師外来の推進について

院内助産所・助産師外来開設のための医療機関管理者及び
助産師研修

平成21年度予定額 平成20年度予算額
181,414千円 (33,073千円)

1) 趣 旨

産科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」の設置の
推進を図るため、先駆的に「院内助産所」や「助産師外来」に取り組ん
でいる医療機関の医師や助産師を講師として研修を行うことにより、
「院内助産所」や「助産師外来」の開設を促進する。

2) 事業内容

研修場所：院内助産所・助産師外来を設置・運営している先駆的な
病院

受講者：院内助産所・助産師外来を開設しようとする医療機関の
管理者及び助産師

3) 実施主体 都道府県

4) 実施か所数 20か所

院内助産所・助産師外来設備整備事業

医療提供体制推進事業費補助金 35,785,118千円の内数

- 1) 事業内容 「院内助産所」「助産師外来」を設置しようとする産科を有する病院・診療所に対して、体制整備に必要な備品の設置に要する経費の一部を補助。
- 2) 交付方法 間接補助
- 3) 交付対象 厚生労働大臣の認める者
(産科を有する病院・診療所(公立分を除く))
- 4) 補助率 1/3(国1/3、県1/3、事業者1/3)
- 5) 予算内容 補助対象経費:「院内助産所」「助産師外来」の開設に必要な備品の購入費(下限額一品当たり1万円以上)
- 6) 基準額 3,811千円/か所

院内助産所・助産師外来施設整備事業

医療提供体制施設整備交付金 9,860,000千円の内数

- 1) 事業内容 「院内助産所」「助産師外来」を開設しようとする産科を有する病院・診療所に対して、増改築または改修に要する経費の一部を補助。
- 2) 交付方法 間接補助
- 3) 交付対象 厚生労働大臣の認める者
(産科を有する病院・診療所(公立分を除く))
- 4) 調整率 0.33
- 5) 対象経費 「院内助産所」「助産師外来」の設置に必要な、増改築または改修に要する工事費及び工事請負費
- 6) 基準面積 30㎡

・助産師確保地域ネットワークづくり推進事業について

平成21年度予定額 平成20年度予算額
45,136千円（34,327千円）

1) 趣 旨

母子の安心・安全の確保や新生児の健全な育成の観点から、医師・助産師・看護師等の適切な役割分担と連携が地域毎に確保される必要があることから、都道府県毎の助産師確保・養成策や、助産師を集中的に抱える病院から助産師の確保が困難な医療機関等への助産師派遣等について協議する「助産師確保連絡協議会」を都道府県に設置し、確保体制を構築する。

2) 事業内容

助産師の派遣システム、助産師の確保・養成策、医療機関と助産所の連携等の検討及び調整

3) 実施主体 都道府県

4) 実施か所数 38か所

5) 補助率 国1/2、県1/2

・助産師確保総合対策事業の実施について

平成21年度予定額 平成20年度予算額
123,491千円 (125,591千円)

ア. 産科の診療所への就業に係る啓発普及事業

2,777千円 (4,207千円)

- 1) 趣 旨 産科診療所への就業のための啓発普及を行う。
- 2) 事業内容 本省経費

イ. 産科診療所における助産師確保のためのモデル事業

120,714千円 (121,384千円)

【モデル1】潜在助産師等

- a. 実施力所数：18カ所
- b. 対象人数：1カ所10人×18カ所=180人
- c. 研修期間：60日間 9カ所 (9カ所)
 30日間 9カ所 (9カ所)
- d. 委 託 先：都道府県

【モデル2】病院等で働いている助産師免許を持っている看護師

- a. 実施力所数：18カ所
- b. 対象人数：1カ所10人×18カ所=180人
- c. 研修期間：40日間 9カ所 (9カ所)
 20日間 9カ所 (9カ所)
- d. 委 託 先：都道府県

・ 病院内保育所施設整備事業について

医療提供体制施設整備交付金 9,860,000千円の内数

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1) 事業内容 | 病院内保育所の新築・増改築等に要する経費の一部を補助。 |
| 2) 交付方法 | 間接補助 |
| 3) 交付対象 | 厚生労働大臣の認める者
(自治体立の病院・診療所を除く) |
| 4) 調整率 | 0.33 |
| 5) 対象経費 | 病院内保育所の新築・増改築等に要する工事費及び工事請負費。 |
| 6) 基準面積 | 5㎡×収容定員(30人を限度) |

	平成21年度予定額	平成20年度予算額
・看護職員確保モデル事業	78,078千円	(78,326千円)
(看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業)		

1) 趣 旨

約55万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図る。

2) 事業内容

a. 実施カ所数：21カ所（60日間、30日間、20日間各7カ所）

b. 受講人数：1カ所10人×21カ所＝210人

c. 委託先：都道府県

・ 新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業について

平成21年度予定額 平成20年度予算額

155,954千円 (155,970千円)

1) 趣 旨

看護師学校養成所の卒後直後の新人看護師に対する研修をモデル的に実施し、データを収集し全国的に普及させるための事業を行うものである。

2) 事業内容

a. 実施場所：20カ所

b. 受講人数：1カ所60人×20カ所＝1,200人

c. 研修期間：60日間

d. 委託先：厚生労働大臣の認める者

看護職員資質向上推進事業等の各都道府県の取り組み状況

都道府県名	取り組み状況	専任教員再教育事業	看護教員養成講習会経費	実習指導者講習会経費	看護職員臨床技能向上推進事業	専門分野研修	短期研修	中期研修	看護職員確保対策特別事業
北海道	3事業		○	○					○
青森	1事業	○		○					○
岩手	4事業	○		○	○	1コース		1ヶ所	○
宮城	2事業			○	○				○
秋田	2事業			○					○
山形	1事業			○					○
福島	2事業	○		○			1ヶ所		○
茨城	2事業			○	○		1ヶ所		○
栃木	2事業			○	○				○
群馬	3事業		○	○					○
埼玉	3事業	○		○					○
千葉	1事業			○					○
東京	3事業		○	○					○
神奈川	4事業	○	○	○	○	3コース	1ヶ所		○
新潟	4事業	○		○	○	1コース	1ヶ所		○
富山	4事業	○		○	○		2ヶ所		○
石川	2事業			○					○
福井	3事業	○		○	○		1ヶ所		○
山梨	3事業			○	○		1ヶ所	1ヶ所	○
長野	1事業		○	○					○
岐阜	1事業			○					○
静岡	1事業			○					○
愛知	4事業	○	○	○	○		1ヶ所		○
三重	3事業			○	○		1ヶ所		○
滋賀	3事業			○	○		1ヶ所		○
京都	2事業			○	○	1コース			○
大阪	4事業		○	○	○	1コース			○
兵庫	4事業	○	○	○	○	1コース			○
奈良	1事業			○					○
和歌山	2事業	○			○		1ヶ所		○
鳥取	1事業			○					○
島根	1事業			○	○		1ヶ所	1ヶ所	○
岡山	1事業			○					○
広島	2事業		○	○					○
山口	3事業		○		○		2ヶ所		○
徳島	2事業			○					○
香川	2事業			○					○
愛媛	2事業			○					○
高知	2事業			○					○
福岡	3事業		○	○					○
佐賀	0事業								○
長崎	1事業			○					○
熊本	2事業	○		○					○
大分	3事業		○	○					○
宮崎	2事業			○					○
鹿児島	3事業	○		○					○
沖縄	3事業	○		○					○
20年度実施見込	108事業	14県	12県	40県	18県	8コース	15ヶ所	3ヶ所	24県
20年度予算	165事業	47県	11県	35県	—	9コース	58ヶ所	5ヶ所	—
実施率(実施/予算)	65.5%	29.8%	109.1%	114.3%	—	88.9%	25.9%	60.0%	—

・専門分野（糖尿病・がん）における質の高い看護師育成事業（平成20年度）

		糖尿病		がん	
		開催	募集人数	開催	募集人数
1	北海道	○	20	○	20
2	青森県	○	20	○	20
3	岩手県				
4	宮城県	○	20	○	20
5	秋田県				
6	山形県				
7	福島県			○	20
8	茨城県				
9	栃木県			○	20
10	群馬県				
11	埼玉県			○	20
12	千葉県			○	20
13	東京都				
14	神奈川県				
15	新潟県			○	20
16	富山県			○	20
17	石川県	○	20	○	20
18	福井県			○	20
19	山梨県				
20	長野県			○	20
21	岐阜県				
22	静岡県	○	20	○	20
23	愛知県			○	20
24	三重県	○	20	○	20
25	滋賀県			○	20
26	京都府				
27	大阪府			○	20
28	兵庫県			○	20
29	奈良県				
30	和歌山県				

		糖尿病		がん	
		開催	募集人数	開催	募集人数
31	鳥取県				
32	島根県				
33	岡山県			○	20
34	広島県				
35	山口県			○	20
36	徳島県	○	20	○	20
37	香川県	○	20	○	20
38	愛媛県	○	20	○	20
39	高知県	○	20	○	20
40	福岡県			○	20
41	佐賀県			○	20
42	長崎県	○	20	○	20
43	熊本県			○	20
44	大分県			○	20
45	宮崎県				
46	鹿児島県			○	20
47	沖縄県				
	合計	11	220人	30	600人

・平成21年度 看護教員養成講習会開催予定

(平成21年1月22日現在)

都道府県	開催予定期間	定員(人)
北海道	平成21年 5月 ~ 平成22年 1月	50
福島県	平成21年 5月 ~ 平成21年 12月	40
千葉県	平成21年 5月 ~ 平成22年 2月	30
東京都	平成21年 4月 ~ 平成22年 3月	45
神奈川県	平成21年 4月 ~ 平成22年 3月	40
岐阜県	平成21年 6月 ~ 平成22年 1月	35
愛知県	平成21年 4月 ~ 平成22年 3月	35
滋賀県	平成21年 5月 ~ 平成21年 12月	43
大阪府	平成21年 4月 ~ 平成21年 12月	89
広島県	平成21年 5月 ~ 平成21年 12月	30
福岡県	平成21年 4月 ~ 平成21年 12月	45
長崎県	平成21年 5月 ~ 平成21年 12月	30
沖縄県	平成21年 5月 ~ 平成21年 12月	40
合計 (13都道府県)		552

3. 訪問看護推進事業の取り組み状況

都道府県名	取り組み状況	訪問看護推進協議会	訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修	在宅ホスピスケア研修	在宅ホスピスケアアドバイザー派遣事業	訪問看護推進支援モデル事業	在宅ホスピスケア等普及事業	在宅ホスピスケア等地域連携会議
北海道	0事業							
青森	2事業	○		○				
岩手	4事業	○	○		○		○	
宮城	3事業	○	○					○
秋田	1事業	○						
山形	2事業	○	○					
福島	2事業	○	○					
茨城	0事業							
栃木	2事業	○	○					
群馬	4事業	○	○	○			○	
埼玉	3事業	○		○			○	
千葉	5事業	○	○	○			○	○
東京	0事業							
神奈川	3事業	○	○			○		
新潟	2事業	○	○					
富山	2事業				○		○	
石川	3事業	○	○	○				
福井	3事業	○	○	○				
山梨	5事業	○	○	○			○	○
長野	0事業							
岐阜	0事業							
静岡	4事業	○	○	○	○			
愛知	3事業	○	○	○				
三重	0事業							
滋賀	5事業	○		○	○		○	○
京都	3事業	○	○	○				
大阪	2事業	○	○					
兵庫	0事業							
奈良	3事業	○	○	○				
和歌山	2事業	○	○					
鳥取	0事業							
島根	0事業							
岡山	4事業	○		○	○		○	
広島	0事業							
山口	2事業	○	○					
徳島	3事業	○	○	○				
香川	3事業	○	○	○				
愛媛	0事業							
高知	2事業	○	○					
福岡	4事業	○	○			○		○
佐賀	0事業							
長崎	0事業							
熊本	5事業	○	○	○	○		○	
大分	3事業	○	○	○				
宮崎	0事業							
鹿児島	2事業	○	○					
沖縄	2事業	○		○				
山口市	3事業			○			○	○
20年度実施見込	101事業	32県	26県	19県	6県	2県	10県	6県
19年度実績	109事業	33県	29県	18県	6県	3県	13県	7県
差し引き	▲8事業	▲1県	▲3県	1県	0県	▲1県	▲3県	▲1県

4. 経済連携協定（EPA）に基づく看護師等候補者の受入れについて

各国との経済連携協定（EPA）交渉経緯と今後の対応等（人の移動関係）

（平成 21 年 2 月 23 日現在）

国名	状況等
フィリピン	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 02年 5月 : 日比首脳会談にて経済連携協定締結に向けた作業部会の設置を承認。 ・ 03年 12月 : 日比首脳会談にて EPA 交渉開始を決定。 ・ 04年 2月 : 政府間交渉開始。 以降 5 回の正式交渉実施。 ・ 04年 11月 29日 : 日比首脳間で大筋合意。 (看護師・介護福祉士候補者の受入れを含む。) ・ 06年 9月 9日 : 両国首脳が署名。 ・ 06年 12月 6日 : 日本の国会で経済連携協定を承認。 ・ 08年 10月 8日 : 比国の上院において承認。 ・ 08年 12月 11日 : 経済連携協定発効。 <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年の受入れについては、最大 500 人（看護 200 人、介護 300 人）を予定。
インドネシア	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 05年 7月 : 政府間交渉開始。 以降 6 回の正式交渉を実施。 ・ 06年 11月 28日 : 日尼首脳間で大筋合意。 (看護師・介護福祉士候補者の受入れを含む。) ・ 07年 8月 20日 : 両国首脳が署名。 ・ 08年 5月 16日 : 日本の国会で経済連携協定を承認。 (尼側の国会承認は必要ない) ・ 08年 7月 1日 : 経済連携協定発効。 ・ 08年 8月 7日 : 看護師候補者入国（104名）。 <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年の受入れについては、最大 792 人（看護 296 人、介護 496 人）を予定。
タイ	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 04年 12月 : 政府間交渉開始。 以降 4 回の正式交渉を実施。 ・ 05年 9月 1日 : 日タイ首脳間で大筋合意。 ・ 07年 4月 3日 : 両国首脳が署名。 ・ 07年 6月 13日 : 日本の国会で経済連携協定を承認。 (タイ側は国会承認の必要なし。) ・ 07年 11月 1日 : 経済連携協定発効。 (※看護師は含まない。) <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイ国の介護福祉士、スパ・セラピストの受入れの可能性について交渉開始。

ベトナム	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・07年 1月 : 政府間交渉開始。 以降9回の正式交渉を実施。 ・08年 9月26日 : 日越首脳間で大筋合意。 ・08年12月25日 : 両国首脳が署名。 <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム人看護師・介護福祉士の受入れの可能性について、協定発効後、継続して協議。
------	--

経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

- ・経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して人数枠を設定。）
- ・外国人候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者に外国人候補者のあっせんを依頼することはできない。

インドネシア

平成20年7月1日 協定発効

平成20年8月 第1陣(看護104人、介護104人)を受け入れた。

平成21年の受入れについては、最大792人(看護296人、介護496人)を予定。

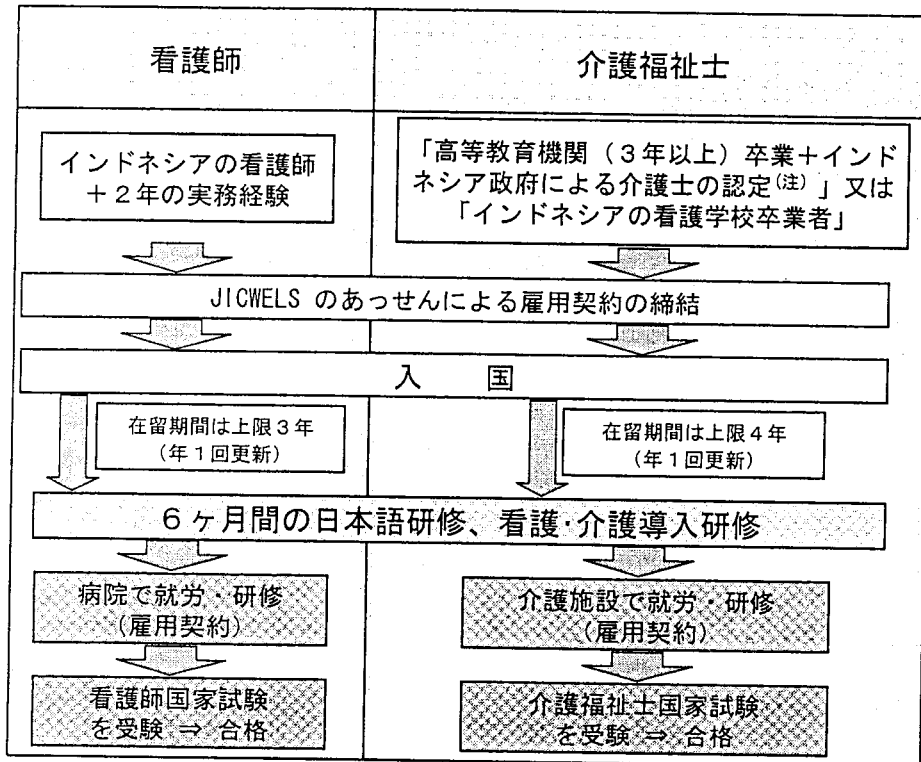
日程等詳細についてはインドネシア政府と調整中。

フィリピン

平成20年12月11日 協定発効

平成21年の受入れについては、最大500人(看護200人、介護300人)を予定。

就労コースについては、21年1月より受入れ機関及び候補者を募集し、4月末～5月上旬に入国予定。就学コースについては、21年6月～7月頃に受入れ機関及び候補者を募集し、10月に入国後6か月の日本語研修を経て22年4月より就学開始予定。



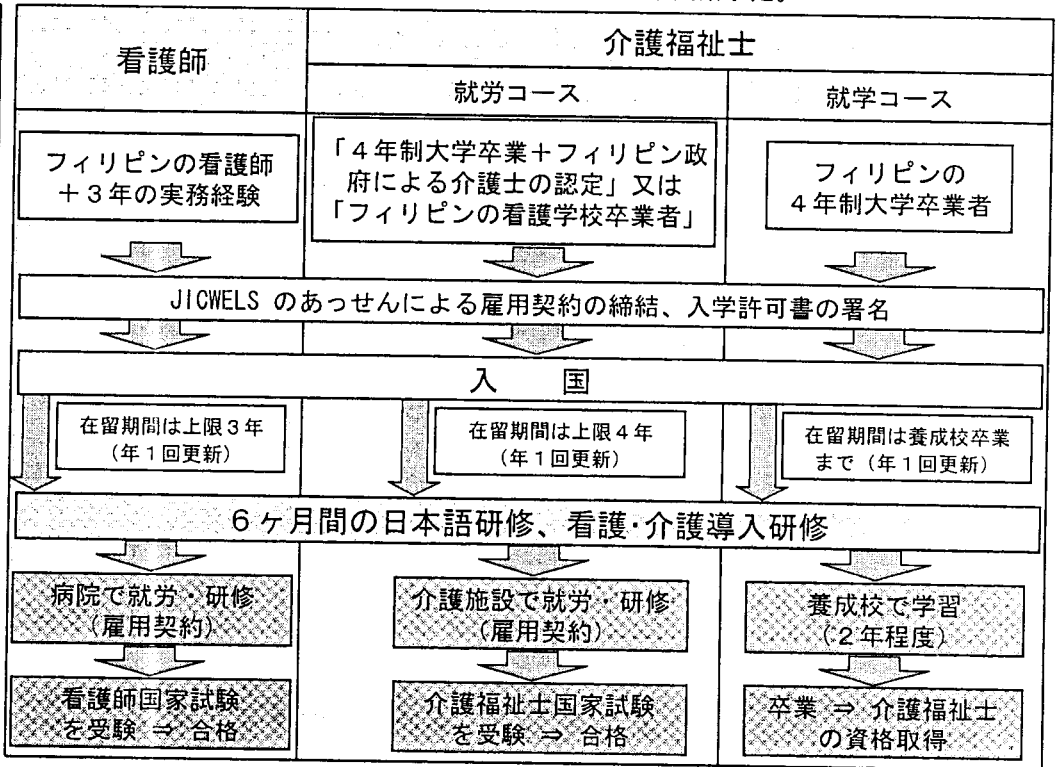
(注) 両国政府で合意した指針に従って行われる研修を修了する必要がある、この研修は平成21年から実施される予定。

※受入れ上限枠：当初2年で1000人（看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人）

※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。

(更新あり、上限なし)



※受入れ上限枠：当初2年で1000人（看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人）

※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。

(更新あり、上限なし)

日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ（平成 20 年 7 月 1 日発効）

	看護師	介護福祉士
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格	
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得前：看護師 3 年、介護福祉士 4 年が上限 ・ 国家試験に不合格（資格不取得）の場合は帰国 ・ 資格取得後：在留期間上限 3 年、更新回数の制限なし ・ 労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初 2 年間で 1000 人（看護 400 人、介護 600 人）を上限 	
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシアの看護師資格の保有者（看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒） ・ 2 年以上の看護師の実務経験 ・ 日本人と同等報酬の雇用契約を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上の取得者＋両国政府で合意した指針に基づく研修を修了し介護士としてインドネシア政府から認定された者」又は「看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業生」 ・ 日本人と同等報酬の雇用契約を締結
日本語等研修	入国後に 6 ヶ月間の日本語等研修（注）を実施：（財）海外技術者研修協会（AOTS）及び（独）国際交流基金	
送り出し調整機関	インドネシア海外労働者派遣・保護庁（NBPPIW）	
受入れ調整機関	（社）国際厚生事業団（JICWELS）	

（注）「日本語等研修」には、看護・介護導入研修を含む。日本語能力試験 2 級程度の日本語能力がある場合は研修を受講しないことも可。
（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

日フィリピン経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ（平成20年12月11日発効）

	看護師	介護福祉士	
		就労コース	就学コース
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動の在留資格		
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）	養成施設で就学 （修了後に資格取得）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年（養成施設の場合は、養成課程修了に必要な期間）が上限 ・不合格・資格不取得の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数の制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限 		
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンの看護師資格の保有者 ・3年間の看護師の実務経験 ・日本人と同等以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・「フィリピン介護士研修修了者（TESDAの認定保持）＋4年制大学卒業者」又は「看護大学卒業者」 ・日本人と同等以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・4年制大学の卒業生
日本語等研修	入国後に6ヶ月間の日本語等研修（注）を実施		
送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁（POEA）		高等教育委員会（CHED）
受入れ調整機関	（社）国際厚生事業団（JICWELS）		

（注）「日本語等研修」には、看護・介護導入研修を含む。日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可。
（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

5. 「看護の日」及び「看護週間」実施状況

【平成20年度】

- 日 程 「看護の日」：平成20年5月12日（土）
「看護週間」：平成20年5月11日（日）～17日（土）
- 主 催 厚生労働省、社団法人日本看護協会、
後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、
社団法人日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神
科病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議
会、社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団
法人日本訪問看護振興財団 他
- 中央行事 「看護フォーラム」の開催
開催日 平成20年5月11日（日）
会 場 青森市文化会館（青森市）
テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に
- 全国行事 「ふれあい看護体験」、「出前授業」の実施
- ・「ふれあい看護体験」は看護週間を中心に病院、訪問看護ステーション、老人保健施設などを中心に全国で約2,770施設が実施し、約36,000人が体験。
 - ・看護職が学校に出かけ教室で子供達に直接語りかける「出前授業」は6県33箇所で開催された。

【平成21年度】

- 日 程 「看護の日」：平成21年5月12日（火）
「看護週間」：平成21年5月10日（日）～16日（土）
- 主 催 厚生労働省、社団法人日本看護協会、
後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人
日本薬剤師会及び社会福祉法人社会福祉協議会
- 中央行事 「看護フォーラム」の開催
開催日 平成21年5月10日（日）
会 場 iichiko 総合文化センター（大分市）
内 容 記念講演、パネルディスカッション等
テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に

6. 看護師等学校養成所の平成21年4月施設見込数及び定員見込数

区	分	平成20年4月現在			増(新設・定員増)			減(廃止・定員減)			平成21年4月見込			
		学校数 <small>(うち募集校)</small>	1学年定員	総定員	学校数 <small>(うち募集再開校)</small>	1学年定員	総定員	学校数 <small>(うち募集中止校)</small>	1学年定員	総定員	学校数 <small>(うち募集校)</small>	1学年定員	総定員	
保健師	大 学	167 (167)	13,093	13,093	13 (0)	1,102	4,408				180 (180)	14,195	17,501	
	短期大学専攻科	11 (10)	315	315				2 (2)			9 (8)	315	315	
	養成所	27 (26)	1,245	1,245	1 (0)	160	640	2 (2)	40	160	26 (25)	1,365	1,725	
	合 計	205 (203)	14,653	14,653	14 (0)	1,262	5,048	4 (4)	40	160	215 (213)	15,875	19,541	
助産師	大 学 院	5 (5)	82	164	3 (0)	29	58				8 (8)	111	222	
	大学専攻科	8 (8)	120	120	3 (0)	50	50				11 (11)	170	170	
	大 学	99 (99)	7,933	7,933	5 (0)	355	1,360				104 (104)	8,288	9,293	
	短期大学専攻科	10 (9)	160	160	0 (0)	10	10	2 (2)			8 (7)	170	170	
	養成所	37 (36)	825	845	5 (0)	110	110	1 (1)	4	4	41 (40)	931	951	
	合 計	159 (157)	9,120	9,222	16 (0)	554	1,588	3 (3)	4	4	172 (170)	9,670	10,806	
看護師	3年課程	大 学	168 (168)	13,193	52,692	14 (0)	1,110	4,424				182 (182)	14,303	57,116
		短期大学	37 (26)	2,060	6,180	4 (0)	320	960	4 (4)	40	160	37 (26)	2,340	6,980
		養成所	502 (480)	23,977	72,581	17 (0)	1,175	3,765	18 (18)	80	280	501 (479)	25,072	76,066
		小 計	707 (674)	39,230	131,453	35 (0)	2,605	9,149	22 (22)	120	440	720 (687)	41,715	140,162
	2年課程	短期大学	4 (3)	490	980				1 (1)			3 (2)	490	980
		通信制(再掲)	1 (1)	350	700							1 (1)	350	700
		高等学校専攻科	13 (10)	445	890							13 (10)	445	890
		養成所	232 (207)	12,934	31,312	4 (0)	540	1,120	8 (8)	15	30	228 (203)	13,459	32,402
	通信制(再掲)	21 (21)	4,790	9,740	2 (0)	500	1,000				23 (23)	5,290	10,740	
	小 計	249 (220)	13,869	33,182	4 (0)	540	1,120	9 (9)	15	30	244 (215)	14,394	34,272	
高等学校及び専攻科一貫教育	69 (69)	3,510	17,550	3 (0)	160	800				72 (72)	3,670	18,350		
合 計	1,025 (963)	56,609	182,185	42 (0)	3,305	11,069	31 (31)	135	470	1,036 (974)	59,779	192,784		
准看護師	高等学校衛生看護科	24 (21)	1,060	3,260				1 (0)			23 (21)	1,060	3,260	
	養成所	250 (244)	11,793	23,698				13 (13)			237 (231)	11,793	23,698	
	合 計	274 (265)	12,853	26,958	0 (0)	0	0	14 (13)	0	0	260 (252)	12,853	26,958	
総 計	1,663 (1,588)	93,235	233,018	72 (0)	5,121	17,705	52 (51)	179	634	1,683 (1,609)	98,177	250,089		

注1 国立看護大学校は、大学に計上。

注2 調査時点での把握数であり、今後変更があり得る。

7. 平成21年度看護研修研究センター入学資格等

区分	看護教員養成課程			幹部看護教員養成課程
	看護師養成所 教員専攻	保健師養成所 教員専攻	助産師養成所 教員専攻	
研修期間	平成21年4月7日（火）から平成22年3月11日（木）までの1年間			
入学に 必要 な 資 格 等	<p>看護師養成所や准看護師養成所の看護教員・実習指導者の職に就くことを希望する者又は現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>〔平成21年度は休講〕</p>	<p>助産師養成所の看護教員・実習指導者の職に就くことを希望する者又は現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者</p> <p>1 助産師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の教務主任、指導責任者の職に就くことを希望する者又は現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修等を修了した者 (注2) 3 専任教員の経験が3年以上ある者</p>

(注1)

看護教員になるための研修とは次のことをいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- イ 国立保健医療科学院の平成14年度及び平成15年度の専攻課程（旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む）及び平成16年度の専門課程地域保健福祉分野。
- ウ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会。（旧厚生省が委託実施したものを含む。）

(注2)

看護教員になるための研修等を修了した者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者。
- イ 国立保健医療科学院の平成14年度及び平成15年度の専攻課程（旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者を含む）及び平成16年度の専門課程地域保健福祉分野修了者。
- ウ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会修了者。（旧厚生省が委託実施したものを含む。）
- エ 大学の卒業生で、大学において教育に関する科目（教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上）を履修した者。